

(10) 加盟団体代表者会議規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）定款第41条に基づいて設置された加盟団体代表者会議（以下「代表者会議」という。）に関することを定める。

第2章 加盟団体代表者

(選出)

第2条 加盟団体代表者（以下「代表者」という。）は、本会の加盟団体から各1名選出する。

(任期)

第3条 代表者の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 代表者が辞任等により退任した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3 代表者は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
4 代表者は、代表者としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事由がある場合には、その任期中においても理事会の決議によりこれを解任することができる。

第3章 代表者会議

(構成)

第4条 代表者会議は、本会加盟団体の代表者で構成する。

(審議事項)

第5条 本会運営会議は、次に掲げる事項について必要に応じて代表者会議の意見を聴くことができる。
1) 事業計画及び収支予算に関すること
2) 事業報告及び収支決算に関すること
3) その他本会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項
2 代表者会議は、評議員、理事、監事候補者の推薦にあたり、運営会議の求めに応じ、必要な提言を行うことができる。

(招集・議長)

第6条 代表者会議は毎事業年度1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に代表者会議を招集することができる。
2 代表者会議の議長は会長とする。

第4章 事務局

(事務局)

第7条 代表者会議の事務は、本会事務局において処理する。

第5章 補則

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則 この規程は、平成23年4月2日制定、平成24年4月1日より施行する。